

(電子入札用)

工 事 設 計 書

工 事 名 令和8年度 薪浄水場天日乾燥床砂層入替工事

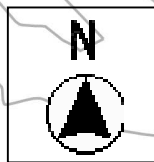
<工事設計書一覧>

設計図書	○	特記仕様書
	○	質問書
	○	図面
参考資料	○	金抜き設計書
	○	積算参考資料

※○印は公表図書

<入札時の工事費内訳書記載項目の範囲>

金抜き設計書の工事費内訳表
材料費、労務費、法定福利費、
安全衛生経費及び建退共掛金

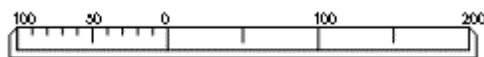


位置図

令和8年度薪浄水場天日乾燥床砂層入替工事

薪浄水場

縮尺 1 : 5000



特 記 仕 様 書

工 事 名 : 令和8年度 薪浄水場天日乾燥床砂層入替工事
 工 事 場 所 : 京田辺市 薪 地内
 工 期 : 契約日の翌日から令和9年2月26日まで

1 総則		
1-1	総則	1 本工事は、「水道工事標準仕様書（土木工事編）」（平成22年、日本水道協会）、「土木工事共通仕様書（案）」（令和6年4月、京都府）（以下「共通仕様書」という。）、土木請負工事必携（令和8年4月、京都府）及び土木工事施工管理基準（平成29年9月、京都府）により施工すること。 2 本工事は、工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（京都府）（平成29年9月）を準用するものとする。
1-2	施工方法等	仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めのある場合並びに、本工事の数量変更による場合を除き変更の対象としない。
1-3	設計図書の照査	本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。
1-4	施工体制台帳の提出	受注者は、法令に従い、施工体制台帳（下請負契約書添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、工事請負代金額が150万円以上の場合は、施工体制台帳に京田辺市暴力団排除条例第12条で定める誓約書の写しを添付すること。
1-5	建設業退職金共済制度の普及	1 工事請負契約書を締結したときは、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入することとし、その発注者用掛金収納書を提出すること。 2 なお、受注者は、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出すること。
1-6	技術者の配置	本工事に係る技術者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者等）の配置については、「建設工事と技術者の配置について」（京田辺市ホームページ掲載）によるものとする。
1-7	工事加計 作成・登録	受注者は、工事請負代金が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス(コリス[®])に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事成績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなくてはならない。また、登録完了後は「登録内容確認書」の1部を監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。

1-8	現場衛生管理	1 本工事箇所は、稼働運転中の水道施設内での施工であるため工事現場に従事する全ての作業員に対して衛生上の注意等を周知徹底すると共に公共機関にて、水道法に基づく検便検査を受け検査結果を作業員名簿に添えて提出すること。 なお、不合格者の作業は一切禁止とする。 2 作業については、水道法第21条に基づき「水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者の定期及び臨時の健康診断を行う」となっており、現場代理人及び主任技術者をはじめとする薪浄水場内へ出入りする作業員全てに実施すること。 3 健康診断とは、水道法施行規則第16条第1項により病原体がし尿に排泄される感染症の患者（病原体の保有者を含む）の有無に関して、行うものとする。 4 健康診断は検便検査を実施することとし、検査項目は以下の4項目とする。 1. 赤痢菌 2. 腸チフス菌 3. パラチフス菌 4. 腸管出血性大腸菌O-157 検便検査結果により、病原体の保有者となった者については薪浄水場内への出入りをする事は出来ない。 また、検便検査は1年ごとに実施しなければならないため、工事実施時が検査結果から1年を超える場合は、再度検査を実施し検査結果を提出すること。 5 水道施設を汚染することのないよう十分な準備と保護措置を講じることは基より現場及び施設内は常に清潔に保つこと。
1-9	週休2日制工事	本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休2日に取り組む工事である。 週休2日制工事の実施は、「京田辺市上下水道部週休2日制工実施要領（令和8年4月改定）」に基づき実施すること。 （HP： https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000022216.html）
1-10	建設現場一斉閉所	受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。 また、毎月第2・第4土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により報告すること。 なお、現場の閉所が行えない場合においても、成績評定で減点は行わない。
1-11	ウィークリースタンス	本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「京田辺市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。
1-12	熱中症対策	1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。 2 受注者は現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本試行工事の工事期間における真夏日の計測箇所を明示すること。 3 本試行は「京田辺市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施すること。 4 本試行を適用した場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

2 材料及び施工		
2-1	材料規格及び仕様	1 本工事に使用する材料は、以下のとおりとする。 ・ろ過砂：有効径 0.8～1.0mm、均等係数 1.7以下（JWWA A 103:2006準拠品）であること。 ・単粒度碎石：単粒度碎石 7号、有効径 5-2.5mmであること。 ・置き石（割栗石）：50－150mm 2 工事使用材料は、使用前にその品質・寸法等について監督職員の承諾を受けること。また、必要な承認願並びに規格証明書（試験成績表）等を遅延なく提出すること。 3 工事使用材料の合格品は、受注者の責任において変質又は不良化しないよう管理すること。
3 施工計画書		
3-1	施工計画書	共通仕様書 1－1－1－4に規定する施工計画書を工事着手前に提出すること。また、変更があればその都度変更計画書を提出しなければならない。 ただし、軽微な変更（工期や数量のみの変更等）の場合、変更施工計画書を省略出来るものとする。
4 工事の着手		
4-1	事前調査	工事着手前に浄水場施設内の作業エリア等の写真を撮り、後日問題の生じないようにすること。なお、工事に伴い浄水場施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処すること。
4-2	関連工事の調整	現在新浄水場内では、「新浄水場中央監視システム更新工事」及び「新浄水場ろ過池排水ゲート（No. 4, 8）更新工事」を施工中であり、また、「荻ノ本水源地脱炭酸塔洗浄工事」に伴う泥水の搬入が11月頃に天日乾燥床に予定されているので、本施工に際しては相互連絡調整を密にして行うこと。 なお、工事の着手は上記の受注者と調整を行い、「荻ノ本水源地脱炭酸塔洗浄工事」に伴う泥水の搬入後、早期に着手すること。

5 工事現場発生品																								
5-1	再生資源利用促進	再生資源の利用促進に関し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用に努めること。なお、「建設副産物実態調査（センサス）」に基づき、「再生資源利用（促進）計画書」を施工計画書に含めて提出すること。また、その実績については、「再生資源利用（促進）実施書」を提出すること。上記再生資源利用（促進）計画・実施書は、2部作成し1部を監督職員に提出し、1部は受注者が自社で工事完成后1年間保管すること。 なお、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用するものとする。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）																						
5-2	特定建設資材の分別解体・再資源化等	本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。積算条件は以下のとおりであるが、数量の増減による場合を除き、設計変更は行わない。なお、請負契約締結時に別添「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出し、監督職員の確認を受けること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1 分別解体の方法（発注者積算）</th> </tr> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ☐有 ☒無 ☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 ☒有 ☐無 ☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 ☐有 ☒無 ☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 ☐有 ☒無 ☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 ☐有 ☒無 ☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 (As、Co)</td> <td>その他の工事 ☐有 ☒無 ☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （受注者「契約書 別添」記載内容） 2 解体工事に要する費用 ・全ての建設資材についての解体工事費用 ・分別解体費用＋積み込み費用 ・直工ベース（税抜き） 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材の搬出先 ・各品目毎に記載 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ・特定建設資材の処分費運搬費 ・直工ベース（税抜き）	1 分別解体の方法（発注者積算）			工 程	作業内容	分別解体の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (As、Co)	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用			
1 分別解体の方法（発注者積算）																								
工 程	作業内容	分別解体の方法																						
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他 (As、Co)	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						

6 工事材料の品質																												
6-1	品質証明書等	受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用にあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>確 認 材 料 名</th> <th>適 用</th> </tr> <tr> <td>使用材料全般</td> <td>同左</td> <td>一覧表の作成</td> </tr> </table>			区 分	確 認 材 料 名	適 用	使用材料全般	同左	一覧表の作成																		
区 分	確 認 材 料 名	適 用																										
使用材料全般	同左	一覧表の作成																										
6-2	材料検査証明	受注者は、材料検査時に使用する材料一覧表を用意し、監督職員の確認を受けた後に、使用すること。 また、工事完成時に材料納品書を提出すること。																										
7 監督職員による検査及び立会い等																												
7-1	段階確認(立会)	受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期・項目</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>材料検収</td> <td></td> <td>材料使用前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撤去工</td> <td></td> <td>既存材撤出撤去完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入替工</td> <td>各層搬入数均し工</td> <td>各層数均し完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他監督職員が指示する工種</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table>			種 別	細 別	確認時期・項目	備 考	材料検収		材料使用前		撤去工		既存材撤出撤去完了時		入替工	各層搬入数均し工	各層数均し完了時		その他監督職員が指示する工種							
種 別	細 別	確認時期・項目	備 考																									
材料検収		材料使用前																										
撤去工		既存材撤出撤去完了時																										
入替工	各層搬入数均し工	各層数均し完了時																										
その他監督職員が指示する工種																												
8 随時検査																												
8-1	随時検査	1 受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、随時検査を受けなければならない。 2 随時検査は、監督職員が指示した段階までの検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが、給付の対象としない。 3 随時検査は、監督職員が指示した段階までの検査日までに完成した出来形部分を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形部分に対する管理状況(形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え) (2) 写真、打合せ記録及びその他書類。 <table border="1"> <tr> <th>工 種</th> <th>種 別</th> <th>検査時期・項目</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>工事全般</td> <td></td> <td>段階確認(立会)と同様の扱いとする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成下検査</td> <td></td> <td>社内検査完了時</td> <td></td> </tr> </table>			工 種	種 別	検査時期・項目	備 考	工事全般		段階確認(立会)と同様の扱いとする		完成下検査		社内検査完了時													
工 種	種 別	検査時期・項目	備 考																									
工事全般		段階確認(立会)と同様の扱いとする																										
完成下検査		社内検査完了時																										
9 部分使用																												
9-1	部分使用	天日乾燥床施設の砂層等の入替工完了後、工事請負契約書第33条1項に基づき受注者の承諾を得て使用する。																										
10 施工管理																												
10-1	出来形管理	受注者は、(工事の進捗に応じて、)出来形及び出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出すること。																										
10-2	品質管理	本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については下表及び監督職員の指示により実施すること。なお、品質管理試験結果を速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。 <table border="1"> <tr> <th>工 種</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験頻度</th> </tr> <tr> <td colspan="2">管理基準必須項目とする</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			工 種	種 別	試験項目	試験頻度	管理基準必須項目とする																			
工 種	種 別	試験項目	試験頻度																									
管理基準必須項目とする																												

10-3	品質・出来形の規格値	品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。				
		管理種別	工 種	項 目	規格値	適 用
		品質管理	管理基準必須			
		出来形管理	管理基準必須			
10-4	写真管理	工事写真は、工事記録写真作成の手引き（平成１４年１月改定、上下水道部）及び土木工事施工管理基準の写真管理基準（案）により撮影すること。 また、写真撮影時には実測寸法と設計寸法を黒板に表記し、設計寸法は（ ）書きとする。				
1 1 工事中の安全確保						
11-1	工法変更等への対応	1 構造物等の施工において、湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 2 工事における民生安定上または関係機関との協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。				
11-2	安全、訓練等	受注者は、土木工事共通仕様書(案)の１－１－１－３０「工事中の安全確保」の１１から１３に規定する安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。				
1 2 環境対策						
12-1	低騒音型・超低騒音型の使用	本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成13年4月9日改正)に基づき指定された下記の低騒音型建設機械を使用するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。 上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することが出来ない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「97㍻ﾙ」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準89㍻ﾙ」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため、建設機械メーカーに確認し、「新基準97㍻ﾙ」に貼替えを行うこと。				
12-2	公害対策	本工事の施工にあたっては、公害が生ずることの無いよう、十分な計画と管理を行うこと。				
1 3 交通安全管理						
13-1	安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。 なお、打合せの結果または、施工条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。 受注者は、施工に先立ち、施工計画書に、安全施設類等の設置計画を作成し、監督職員に提出すること。また、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明出来るよう写真等を整備し、完成検査時に提出すること。				
1 4 諸法令の遵守						
14-1	諸法令の遵守	1 受注者は、労働基準法等の主旨にのっとり、労働時間について遵守しなければならない。 2 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の主旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。				

1 5 施工時期及び施工時間の変更		
15-1	施工時間	本工事の作業時間帯は、通常の昼間施工とするが、変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
1 6 工事書類		
16-1	提出書類	本工事における提出書類は、別紙「土木工事書類一覧表」による。 なお、これらに定めていない場合は、監督職員と協議するものとする。
1 7 その他事項		
17-1	その他事項	1 工期内検査が出来るよう完成図書作成を含め、工程管理を行うこと。 2 本工事施工中に緊急事態等が発生した場合は、工事を一時中止することがあるので監督職員の指示に従うこと。 3 本工事箇所は、稼働中の施設であるため施設内外の周辺設備及び構造物等に損傷を与えないよう作業を遂行すること。また、万一施設の運用及び構造物等に損傷を与えた場合は、本市の指示に従い速やかに修復しこれに係る費用は全て受注者の負担とする。 4 本工事施工に際し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に施工体系図、再生資源利用（促進）計画、建退共、建設業の許可及び労災保険等の標示を行い、良好な施工体制に努めること。 5 資材の搬入及び搬出時において、使用する車両等の積載能力を把握し過積載にならないよう適切に管理を行うこと。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査 提示	提出	様式	備考
① 契約関係	当初	契約書	建設業法第18条、第19条	○			
		仲裁合意書	契約書第52条	○		○	
		契約保証金に関する書類	契約規則43条～45条	○			請負代金額が500万円以上の場合のみ該当
		建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条及び省令第4条	○		○	該当する場合のみ ※契約書に綴じ込み
		誓約書(元請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○		○	請負代金額が150万円以上の場合のみ該当
		現場代理人等(変更)通知書	契約書第10条1項	○		○	
		経歴書		○		○	
		現場代理人兼任届	契約書第10条3項	○		○	該当する場合のみ
		技術者の専任を要する工事の兼任届	契約書第10条3項	○		○	該当する場合のみ
		請負代金内訳書	契約書第3条1項	○		○	
		工事工程表	契約書第3条1項	○		○	
		工事着手届		○		○	
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-44	○		○	参考様式を市HPに掲載。 提出出来ない場合は理由を書面で提出する。
		課税事業者届出書		○		○	課税事業者のみ提出
		免税事業者届出書		○		○	免税事業者のみ提出
		下請予定調書		○		○	監理技術者の確認のために求めるもの。 下請施工の総額を概算で記入。
		火災保険、建設保険その他工事施工に伴う保険証券の写し		○			必要に応じて
		その他市長が必要と認める書類		○			必要に応じて
		前払金請求書	契約書第34条1項	○		○	前払金を請求する場合のみ提出 ※保証会社の保証証書2部と合わせて提出。
	完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項	○		○	
		工事目的物引渡書	契約書第31条4項	○		○	
		請求書	契約書第32条1項	○		○	
	部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○		○	
		(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項	○		○	
		(指定部分に係る)請求書	契約書第38条1項	○		○	
	部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項	○		○	
		工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○		○	
		出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○			
		請求書	契約書第37条5項	○		○	
	補修関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項			○	
		補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○		○	
	その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項			○	部分使用がある場合に提出する。
		工事延期願	契約書第18条～22条			○	工期延期が発生する場合に提出する。
② 工事着手前		工事実績情報サービス(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5				請負代金額が500万円以上の場合のみ該当 登録内容確認書を監督職員に提示する。
		施工計画書	共通仕様書1-1-1-4	○		○	軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。 (工期や数量のみの変更の場合)
		施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-13	○		○	下請契約がある場合に提出する。
		施工体系図	共通仕様書1-1-1-13	○		○	下請契約がある場合に提出する。
		誓約書の写し(下請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○		○	請負代金額が150万円以上の場合のみ該当。 施工体制台帳に各誓約書の写しを添付
		設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-1-3	○		○	契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が有る無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
		事前測量結果資料	共通仕様書1-1-1-41	○		○	
③ 工事中		工事打合簿(指示)			○	○	発注者が2部作成し、1部ずつ保管。
		工事打合簿(協議、承諾)		○		○	発注者と受注者間でのやり取りがある協議などの場合は、資料2部を提出し、1部返却し、双方が1部ずつ保管。
		工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		○		○	
		再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-1-22	○		○	該当する再生資源がある場合、計画書は、施工計画書に含めて提出する。電子データは別途提出する。建設副産物情報交換システムを利用した場合は、電子データの提出は不要。
		建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-1-22	○		○	計画書は、施工計画書に含めて提出する。
		処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-1-22		○		
		産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-22		○		産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査		様式	備考
				提示	提出		
	運搬管理表	共通仕様書1-1-1-36	○		○	○	対象:契約図書にある建設副産物(建設発生土、産業廃棄物)等の運搬作業 廃棄物の種類ごとに分類する。 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-1-39	○		○		関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	材料確認簿	共通仕様書第2編1-2	○		○	○	
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書第2編1-1.2		○			設計図書で提出を求められているものについては、監督職員に提出。
	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	契約図書で規定された場合のみ対象。
	確認・立会書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	
	段階確認・立会時の資料	共通仕様書3-1-1-4	○		○		監督職員等が臨場していれば、立会・確認の写真は不要。 完成検査時の提出書類は、監督職員の保管書類。
	工事履行報告書	契約書第11条 共通仕様書1-1-1-28	○		○	○	月報報告。
④安全管理	安全・訓練報告書	共通仕様書1-1-1-30		○			具体的な実施計画は、施工計画書に記載する。
	安全訓練実施資料			○			
	工事事務報告書	共通仕様書1-1-1-33	○		○	○	速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録			○			
	店社/パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・ 労働安全衛生法 他		○			
	安全巡視、TBM、KY実施記録			○			
	新規入場者教育実施記録			○			
	使用機械、車両点検記録			○			
⑤工程管理 施工管理	実施工程表	共通仕様書1-1-1-27	○		○	○	
	出来形成果表	共通仕様書3-1-1-5	○		○		出来形測量を基に出来形数量を算出し、最終設計値と実測値を対比する。
	出来形図	共通仕様書3-1-1-5	○		○		
	出来形管理図表	共通仕様書 3-1-1-5、1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要
	品質管理 各種試験データ資料	共通仕様書1-1-1-24	○		○		
	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要
	ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く)
	写真管理 工事写真	共通仕様書1-1-1-24	○		○		
⑥支給品、 貸与品、現 場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-20	○				支給品がある場合に提出する。
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-21	○			○	現場発生品がある場合に提出する。
	支給材料受領書(貸与品借用書)	契約書第15条3項	○			○	支給品を受領した場合に提出する。
⑦その他	材料納入伝票	共通仕様書第2編1-1.2 契約書第13条		○			監督職員が提出を求めた場合のみ提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。
	建退共運営実績報告書	共通仕様書1-1-1-44	○		○	○	実績報告: ①率で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合:実績報告書(A) ②計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合:実績報告書(A)及び(B)
	建退共証紙受払資料	共通仕様書1-1-1-44		○			受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。
	社内検査報告書			○			
	創意工夫に関する説明資料		○		○		創意工夫を実施すれば提出できる。

令和 年 月 日

(あて先) 上下水道部経営管理室

業 者 名

電話番号

質 問 書

工事（業務）名 令和8年度 薪浄水場天日乾燥床砂層入替工事

上記工事（業務）の見積資料について、下記のとおり質問します。

記

質問内容

- ・ 締切り 令和8年9月30日（水） 正午まで
- ・ 提出先 入札担当課 上下水道部 経営管理室

※提出がない場合は、質問事項無しとして取り扱います。

提出方法は、入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Word データを電子メールにて提出してください。なお、電子メールで提出した場合は、受領確認の電話連絡をお願いします。

質問書送信先メールアドレス : suido@city.kyotanabe.lg.jp (経営管理室)

質問書受領確認電話番号 : 0774-62-0414 (経営管理室)

- ・ 回 答 令和8年10月5日（月） 13時以降
入札情報公開システムに掲載します。

※本設計書は参考資料であり、あくまで発注者の予定価格を算出するためのもので、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

工 事 番 号		施 工 年 度	令和 8 年度
工 事 名 称	薪浄水場天日乾燥床砂層入替工事		
工 事 場 所	京田辺市 薪 地内		
施 工 主	京田辺市公営企業管理者職務代理者	工事概要 天日乾燥床砂層入替工事（ 1 ・ 6 号池） N=1式	
設 計 区 分			
路 線 名			
工 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
工 事 日 数	日		
部 課 名	京田辺市上下水道部上水道課		
積 算 担 当	薪浄水場		
合 計 額			
工 事 価 格			
消 費 税 相 当 額			

設 計 履 歴

間接番号： 87

データ番号： 0426

基礎単価名： 令和8年07月01日

施工単価名： 令和7年度積算基準

間接費率名： 水道事業 (R8年)

データフォルダ： X:\¥WinmotoV2¥DAT¥R08-07¥

費率フォルダ： X:\¥WinmotoV2¥RIT¥R08-05¥

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費						週休2日 週 単 位	労務費 1.02	共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03
		天日乾燥床砂層入替工		式	1			第 1号明細書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費	(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする
工事価格								
消費税相当額								
合計額								

間 接 工 事 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	構造物工事(浄水場等)	工事日数(内冬日数)		共通仮設費対象外額	
場所区分	補正なし	週休2日工事	週単位	現場管理費対象外額	
前払い率	35%超え	支給品費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	発注者が金銭的保証を必要とする	処分費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし	処分除外費			

算 出 基 礎					
---------	--	--	--	--	--

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

共 通 仮 設 費 = 対象額 × 率
= × %
=

対象額 = 直接工事費 + 支給品費 + 事業損失防止施設費 - 共通仮設費対象外額 - 支給共仮費対象外額 + 準備費処分費 - 処分除外費 - 特殊製品費/2 - 共通仮設積上(特殊製品費)/2 - 支給品費(特殊製品費)/2
= + + - - + - - -
=

率 = 対象額による率 × 地域補正係数 × 週休2日工事(週単位)補正
= % × ×
= % × → ∴ % × → ∴ %

対象額による率 = %

現 場 管 理 費 = 対象額 × 率
= × %
=

対象額 = 純工事費 - 現場対外額 + 支給品費 - 特殊製品費/2 - 共通仮設積上(特殊製品費)/2 - 支給品費(特殊製品費)/2 - 処分除外費
= - + - - - -
=

率 = 対象額による率 × 地域補正係数 × 週休2日工事(週単位)補正
= % × ×
= % × → ∴ % × → ∴ %

対象額による率 = %

間 接 工 事 明 細 書

算

出

基

礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

第 1号							1式当たり	明細書					
天日乾燥床砂層入替工													
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
砂層撤去工		1・6号池		式		1						第 1号仕訳表	
砂層搬入工		1・6号池		式		1						第 2号仕訳表	
計													

第 1号											1式当たり		仕訳表	
砂層撤去工														
1・6号池														
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価		金 額		摘 要				
床掘り		土質:土砂 施工方法:標準 土留方式の種類:無し		m³	159					R07Ⅱ-1-③ 施工P-01				
		障害の有無:無し												
土砂等運搬		土砂等発生現場:標準 積込機種・規格:バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)		m³	159					R07Ⅱ-1-② 施工P-02				
		DID区間の有無:有り 運搬距離:19.5km以下												
建設汚泥(脱水ケーキ)		京都コン砕(株)		t	223									
計														

第 1号仕訳表(施工P-01)

積算単位:m³

標準単価:

床掘り

土質:土砂、施工方法:標準、土留方式の種類:無し、障害の有無:無し

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東 京)	単 価	摘 要
機械K			22.47			
	K 1	バックホウ賃料／ｸﾛｰﾗ型 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	日	22.47		
	K 2					
	K 3					
	K 4					
	K 5					
労務R			53.87			
	R 1	運転手(特殊)	人	53.87		
	R 2					
	R 3					
	R 4					
	R 5					
材料Z			23.66			
	Z 1	軽油／1,2号	ℓ	23.66		
	Z 2					
	Z 3					
	Z 4					
	Z 5					
市場S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{22.47}{100} \times \frac{22.47}{22.47} \right) \times \frac{22.47}{22.47} \right. \\
 & + \left(\frac{53.87}{100} \times \frac{53.87}{53.87} \right) \times \frac{53.87}{53.87} \\
 & + \left(\frac{23.66}{100} \times \frac{23.66}{23.66} \right) \times \frac{23.66}{23.66} \\
 & \left. + \frac{100-22.47-53.87-23.66}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

第 1号仕訳表(施工P-02)

積算単位:m³

標準単価:

土砂等運搬
土砂等発生現場:標準、積込機種・規格:バックホ山積0.8m³(平積0.6m³)
土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)、D10区間の有無:有り、運搬距離:19.5km以下

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東 京)	単 価	摘 要
機械K			44.67			
K 1	タンクトラック オンロード・ディーゼル／10t積級+良好:タイヤ損耗費及び補修費	供/日	44.67			(15) 欄+損耗費
K 2						
K 3						
K 4						
K 5						
労務R			40.44			
R 1	運転手(一般)	人	40.44			
R 2						
R 3						
R 4						
R 5						
材料Z			14.89			
Z 1	軽油／1,2号	ℓ	14.89			
Z 2						
Z 3						
Z 4						
Z 5						
市場S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{44.67}{100} \times \frac{44.67}{44.67} \right) \times \frac{44.67}{44.67} \right. \\
 & + \left(\frac{40.44}{100} \times \frac{40.44}{40.44} \right) \times \frac{40.44}{40.44} \\
 & + \left(\frac{14.89}{100} \times \frac{14.89}{14.89} \right) \times \frac{14.89}{14.89} \\
 & \left. + \frac{100-44.67-40.44-14.89}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

第 2号											1式当たり	仕訳表
砂層搬入工												
1・6号池												
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額		摘 要			
搬入敷均し工（人力）		単粒度碎石 H=100		m³	40				第 1号代価表			
搬入敷均し工（人力）		ろ過砂 H=300		m³	119				第 2号代価表			
搬入敷均し工（人力）		置き石（割栗石） H=200		m³	1				第 3号代価表			
計												

第 1号							10m ³ 当たり	代価表
搬入敷均し工(人力)								
単粒度碎石 H=100								
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
普通作業員		人				造園修景積算の手引き 砂場設置工		
ラフレンクレーン(油圧伸縮ジブ型)賃料	25t吊	日						
単粒度碎石	7号・5-2.5mm	m ³	10			宇治市・城陽市・久世郡・八幡市・京田辺市・井手町		
計								
1 m ³ 当たり								

第 2号							10m ³ 当たり	代価表
搬入敷均し工（人力） ろ過砂 H=300								
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
普通作業員		人				造園修景積算の手引き 砂場設置工		
ラフレンクレーン(油圧伸縮ジブ型)賃料	25t吊	日						
ろ過砂（JWWA A 103:2006準拠品）	有効径：0.8～1.0mm、均等係数：1.7以下	m ³	10					
計								
1 m ³ 当たり								

第 3号											10m ³ 当たり		代価表	
搬入敷均し工（人力）														
置き石（割栗石） H=200														
名 称		規 格		単 位	数 量		単 価		金 額		摘 要			
普通作業員				人							造園修景積算の手引き 砂場設置工			
割栗石		50-150mm		m ³	10						宇治市・城陽市・久世郡・八幡市・京田辺市・井手町			
計														
1 m ³ 当たり														
									</					

【積算参考資料】

本積算参考資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際の積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

- (1) 本工事の積算で採用した見積単価は、「別紙１」のとおり。
- (2) 本工事の積算で採用した歩掛は、「別紙２」のとおり。
- (3) 本工事の積算で採用した積算条件及び単価は、「別紙３」のとおり。

(積算參考資料「別紙1」)

本工事の積算で採用した見積単価

[illegible]

(積算参考資料「別紙2」)

本工事の積算で採用した歩掛

搬入敷均し工 (人力)

単粒度碎石 H=100

10 m³当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人	0.5	造園修景積算の手引き 砂場設置工
ラフテレンクレーン (油圧伸縮ジブ型) 賃料	25t吊	日	0.1	
単粒度碎石	7号・5-2.5mm	m ³	10	

搬入敷均し工 (人力)

ろ過砂 H=300

10 m³当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人	0.5	造園修景積算の手引き 砂場設置工
ラフテレンクレーン (油圧伸縮ジブ型) 賃料	25t吊	日	0.1	
ろ過砂 (JWWA A103:2006準拠品)	有効径: 0.8~1.0mm、均等係数: 1.7以下	m ³	10	

搬入敷均し工 (人力)

置き石 (割栗石) H=200

10 m³当たり

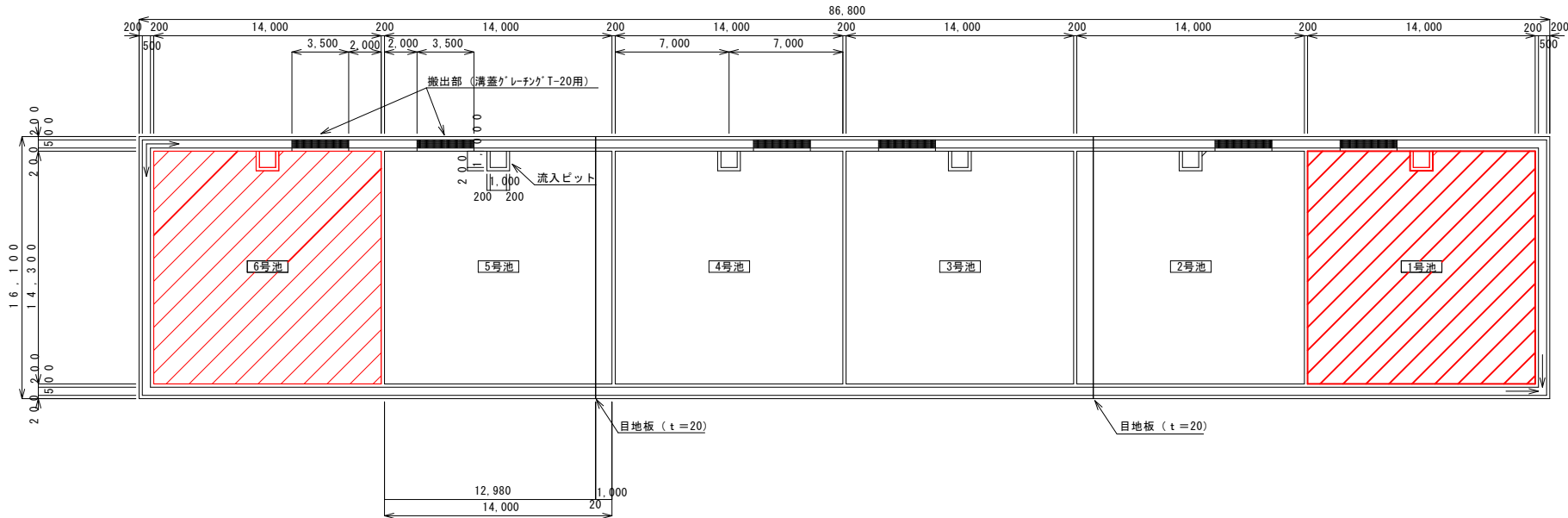
名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人	0.5	造園修景積算の手引き 砂場設置工
割栗石	50-150mm	m ³	10	

(積算參考資料「別紙3」)

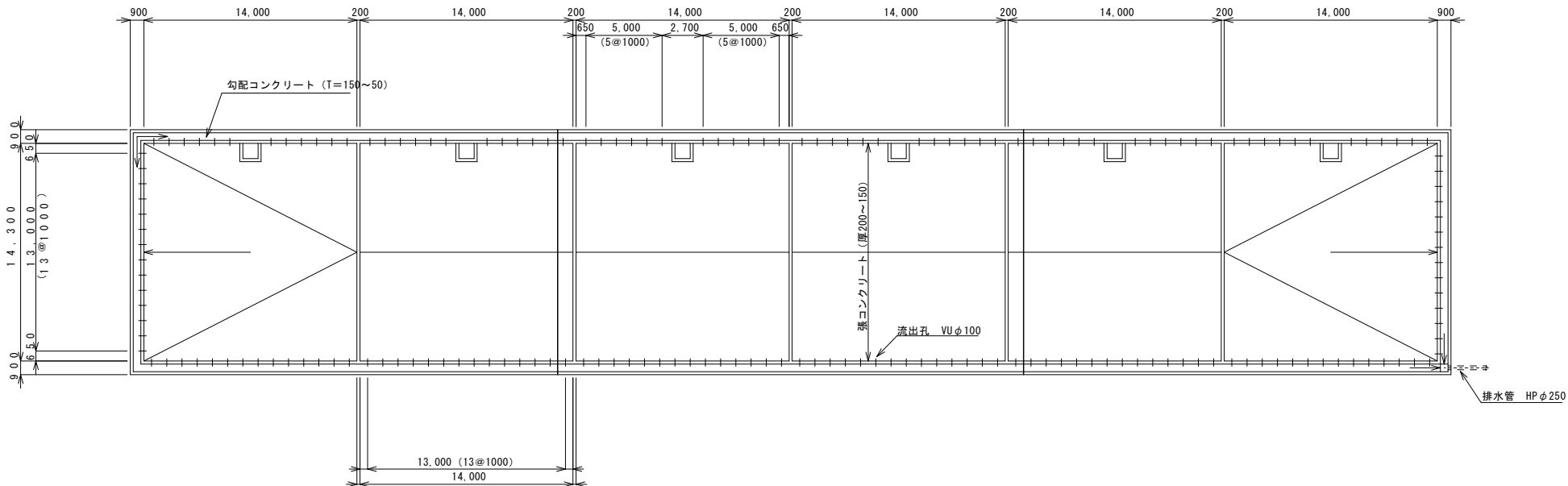
本工事の積算で採用した積算条件及び単価
各処分費及び運搬距離表

[illegible]

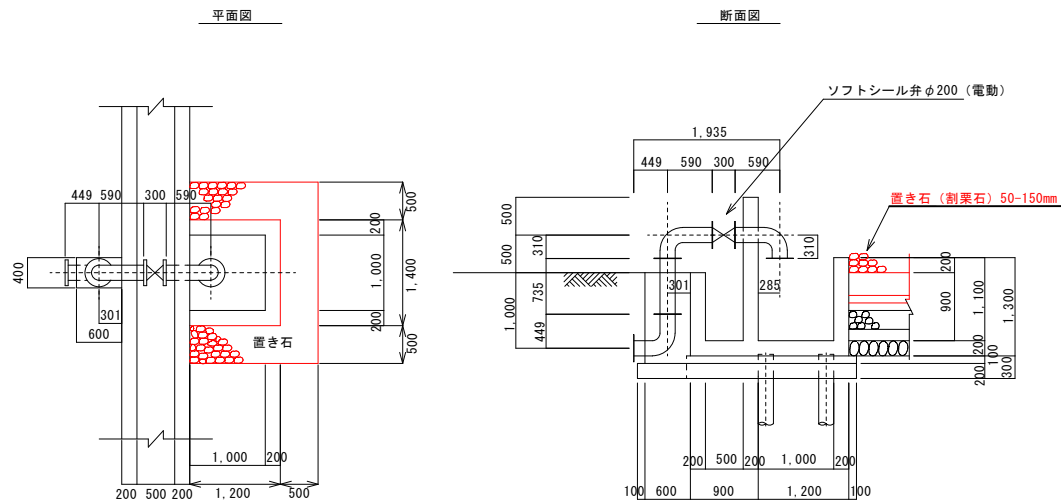
全体平面図（上部） S=1/200



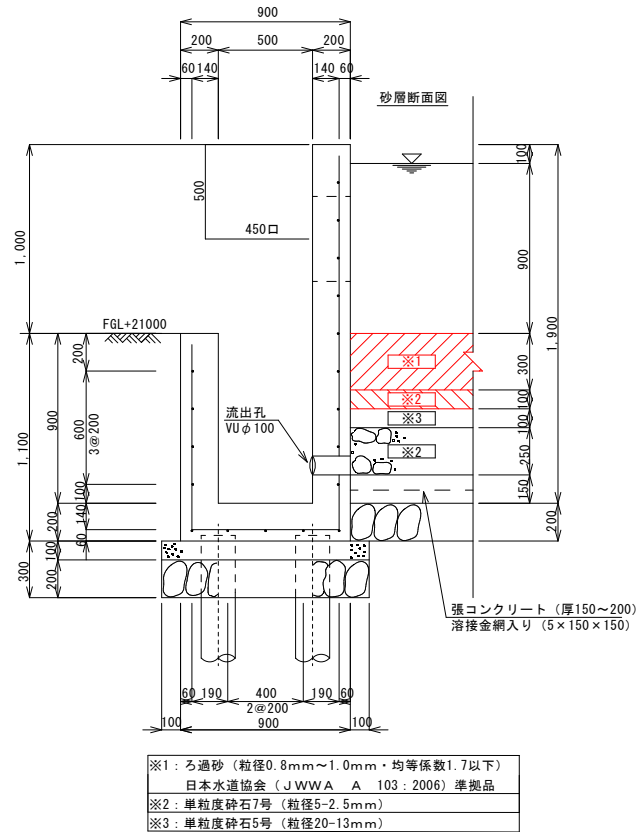
全体平面図（下部） S=1/200



注入部詳細図 S=1/50



周壁詳細図 S=1/20



工 事 名	令和8年度 薪浄水場天日乾燥床砂層入替工事		
施工場所	京田辺市 薪 地内		
図面種別	図 示	設 計	
縮 尺	図 示	製 図	
図 面	1 / 1	整理番号	
京 田 辺 市 上 下 水 道 部			